

業務委託契約書

株式会社シュリセル（以下「甲」という）と（以下「乙」という）は、甲の商品リサーチ代行サービスに関する業務の委嘱に関し、次の通り契約を締結する。

第1条（目的）

乙は甲に対し、商品リサーチ代行サービスに関する業務、その他これに付帯する業務（以下、「本件業務」という）を委嘱し、甲はこれを受託する。

第2条（契約期間）

- 本契約の有効期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
- 本契約の延長については、契約満了の1ヶ月前までに両者が協議のうえ、報酬・契約期間を取り決めることができるものとし、別途書面にて契約締結することとする。

第3条（報酬及び支払）

- 本契約に基づく報酬は金 60万円（税別）とする。
- 本件業務にかかる交通費等の経費は、原則として甲が負担するものとする。ただし、乙の依頼により遠隔地出張など多額の経費を必要とする場合には、別途協議のうえ取り決める。
- 乙は本条に定める報酬を、甲が発行する請求書に基づき、甲の指定する銀行口座への振込により支払うものとする。なお、振込にかかる手数料は乙の負担とする。
- サービス開始後にキャンセル、返金は一切受け付けないものとする。
- 分割払いの場合、毎月月末までに甲の口座またはクレジット払いにて代金を支払うものとする。

第4条（資料・情報等）

- 甲は、乙から貸与された資料、機器等がある場合、本件業務以外の用途に使用してはならず、善良なる管理者の注意義務をもって使用・保管・管理するものとする。
- 貸与された資料、機器等が不要になった場合、本契約が解除された場合、または乙からの要請があった場合、甲は貸与された資料、機器等をすみやかに乙に返却するものとする。

第5条（秘密保持）

- 甲および乙は本契約履行上、知り得た相手型の機密情報（各種データや製造技術など）を第三者に漏洩してはならない。

第6条（成果の権利および知的財産権の帰属）

- 本件業務に基づき甲が乙のために作成した成果物（中間成果物も含む）及び役務の提供の結果、発生した著作権及びその他の無体財産権は、本件業務事前に甲が既に所有するものを除き、全て乙に帰属し、その権利は甲から乙に無償で譲渡されるものとする。

2. 甲は成果物に対する著作権人格権の権利を行使しないことを合意する。

第7条（法令遵守等）

1. 乙は業務を行う際、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引に関する法律、消費者契約法、その他関係の法規を遵守する。
2. 乙が本契約に基づく業務を行なった結果、乙がクレームを受けたときは、自らの責任と費用でクレームに対応し解決するものとする。

第8条（報告義務）

1. 甲乙共に、次のいずれかに該当する場合、速やかに相手に対し書面で報告するものとする。
2. 商号、定款、代表者、資本金、本店所在地、住所または通知先を変更したとき。
3. 株主等の資本構成に重大な変更があったとき。

第9条（反社会勢力の排除）

1. 甲及び乙は、自社の関係者または自社の代理人もしくは媒介をする者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動投票ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないことを相互に確約する。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的も持つてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係を有すること。
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有すること。
2. 甲または乙は、前項の確約に反して、相手型または相手の代理もしくは媒介をする者が暴力団員等であることが判明したときは、何の催告もせず、本契約を解除することができる。

第10条（損害賠償）

1. 本契約による業務に起因し、甲ないし乙の責に帰すべき理由により相手方に損害が発生した場合、当該相手方は他方当事者に対して損害賠償を請求することができる。
2. 本契約は商品のリサーチ代行を目的としており、必ずしも効果や効能を保証するというものではないことを双方に理解したとする。

第11条（契約の解除）

1. 甲または乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何ら催告なしに本契約を解除することができる。
 - (1) 本契約の一つにでも違反したとき

- (2) 重大な過失または背徳行為、法律違反があったとき。
- (3) 支払いの停止、または差し押さえ、競売、破産手続き開始、民事再生手続き開始、などの申し出があったとき。
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (5) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に事業活動を支配されるに至ったとき

2. 乙が本契約の規定に違反したときは、甲は何の催告なしに本契約を解除することができる。

この場合、甲は乙に対し、本件委託料を返済する義務を負わない。また、損害が発生した場合、損害賠償を請求することができる。

第12条（協議）

1. 本契約の定めのない事項、本契約の解釈についての疑義、及び通常予測できない問題が発生したときは、甲乙共に誠意を持って協議のうえ、解決する。

第13条（準拠法）

本契約は、日本国法に準拠しそれに従って解釈されるものとする。

第14条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、訴額等に応じ、水戸簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名捺印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 茨城県ひたちなか市はしかべ2-1-1T&HビルB1F-B

株式会社シュリゼル
代表取締役 布施 由佳

(乙)